

## 令和5年第1回那珂川町議会定例会

### 議事日程(第4号)

令和5年3月15日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 議案第22号 令和5年度那珂川町一般会計予算の議決について  
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 2 議案第23号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について  
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 3 議案第24号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について  
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 4 議案第25号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について  
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 5 議案第26号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について  
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 6 議案第27号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について  
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 7 議案第28号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について  
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第29号 令和5年度那珂川町水道事業会計予算の議決について  
(予算審査特別委員長報告)
- 日程第 9 発委第 1号 那珂川町議会の個人情報保護に関する条例の制定について  
(議会運営委員長提出)
- 日程第10 発委第 2号 那珂川町議会議員政治倫理条例の一部改正について  
(議会運営委員長提出)
- 日程第11 議案第30号 那珂川町副町長の選任同意について  
(町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員（13名）

1番	神場圭司	2番	矢後紀夫
3番	高野泉	4番	福田浩二
5番	大金清	6番	川俣義雅
7番	小川正典	8番	鈴木繁
9番	益子明美	10番	大金市美
11番	川上要一	12番	小川洋一
13番	益子純恵		

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	福島泰夫	副町長	内田浩二
教育長	吉成伸也	会計管理者兼会計課長	岩村房行
総務課長	笠井真一	企画財政課長	小松重隆
税務課長	星善浩	住民課長	加藤啓子
生活環境課長	薄井亮	健康福祉課長	薄井和夫
子育て支援課長	板橋文子	建設課長	佐藤裕之
産業振興課長	深澤昌美	上下水道課長	益子泰浩
農業委員会事務局長	田角章	学校教育課長	藤浪京子
生涯学習課長	高瀬敏之		

---

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	星学	書記	金子洋子
書記	佐藤武		

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（益子純恵） ただいまの出席議員は13名であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
- 

◎議事日程の報告

- 議長（益子純恵） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますのでご覧願います。
- 

◎議案第22号～議案第29号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（益子純恵） 日程第1、議案第22号 令和5年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第2、議案第23号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第3、議案第24号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第4、議案第25号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第5、議案第26号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第6、議案第27号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第7、議案第28号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第8、議案第29号 令和5年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上8議案を一括議題とします。

本件は、予算審査特別委員会に審査を付託したものであります。委員会での審査が終了いたしましたので、予算審査特別委員長より審査結果の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

〔予算審査特別委員長 川上要一登壇〕

- 予算審査特別委員長（川上要一） 予算審査特別委員会の審査結果について報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第22号 令和5年度那珂川町一般会計予算の議決について、議案第23号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、議案第24号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、議案第25号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、議案第26号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、議案第27号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、議案第28号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、議案第29号 令和5年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上8会計予算について、令和5年3月7日から13日までの5日間、関係課長等の説明を求め、慎重に審査いたしました。

審査結果については、会計ごとに採決を行い、一般会計、国民健康保険特別会計並びに後期高齢者医療特別会計については賛成多数で、ケーブルテレビ事業特別会計、介護保険特別会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計並びに水道事業会計については全員賛成により、本委員会において原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、予算審査特別委員会における意見等については、それぞれ関係する課、局の審査の際に申し上げましたが、審査報告に当たり、特に次の4点について意見等を付したものであります。

1、食と農の拠点整備事業について。

食と農の拠点整備事業は、まちづくりの重点プロジェクトとして示されていましたが、令和5年度では、予算等新しい内容が示されませんでした。内容を精査し、事業の見直しを図られたい。

2、イノシシ肉加工事業について。

イノシシ肉加工事業は、原材料を千葉県から仕入れている厳しい状況であります。事業目的の雇用の確保、農作物の被害対策と町ブランド商品の一つとして事業を継続するため、新たな商品開発に努められたい。

3、馬頭運動場トイレ改修について。

多額の予算計上となっているため、設計において必要な設備の精査を行い、議会に説明をした上で進められたい。

4、ケーブルテレビ施設光化事業について。

ケーブルテレビ施設光化事業は、令和5年度から3年間、大規模な予算を投じる事業となります。補助金等財源の確保に努め、光ケーブル整備室職員を中心に加入者増につながるよ

う努められたい。

以上、4項目について意見等を付しました。

以上で報告を終わりにします。

○議長（益子純恵） 審査結果の報告が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第22号 令和5年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議がありますので、起立により採決します。

議案第22号 令和5年度那珂川町一般会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

議案第23号 令和5年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

議案第24号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議がありますので、起立により採決します。

議案第24号 令和5年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

議案第25号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議あり」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議がありますので、起立により採決します。

議案第25号 令和5年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（益子純恵） 起立多数と認めます。

よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第26号 令和5年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 令和5年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

議案第28号 令和5年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

議案第29号 令和5年度那珂川町水道事業会計予算の議決については、委員長報告のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

ここで町長から発言があれば、これを許します。

町長。

○町長（福島泰夫） 皆様、改めましておはようございます。

東京では桜が開花した、そのようなニュースも流れております。

ただいまは、令和5年度那珂川町一般会計歳入歳出予算のほか6特別会計及び水道事業予算を可決いただきまして、誠にありがとうございます。先ほど特別委員長の審査結果にもございましたが、予算審査の折、議員の皆様から頂戴いたしましたご指摘、ご提案につきましては、慎重に検証をさせていただきます。また、厳しい財政事情の中、行財政改革を積極的に推進して、全職員一丸となり各種事業に取り組んでまいります。

引き続き議員の皆様のご協力をいただきますとともに、長時間にわたり慎重なご審議をいただきましたことに心から感謝を申し上げ、令和5年度予算可決に対するご挨拶といたします。ありがとうございました。

---

#### ◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第9、発委第1号 那珂川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

〔議会運営委員長 大金 清登壇〕

○議会運営委員会（大金 清） ただいま上程されました発委第1号 那珂川町議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案の趣旨説明を申し上げます。

最初に、議案書の最後に添付してあります参考資料、那珂川町議会の個人情報の保護に関

する条例の制定についてをご覧願います。

1、制定の理由であります。那珂川町議会の個人情報の保護については、那珂川町個人情報保護条例が適用されてまいりましたが、令和3年5月に成立いたしましたデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律の3本の法律が個人情報の保護に関する法律に統合され、各地方公共団体は、議会を除き、改正個人情報保護法が適用されることとなりました。

こうした中、議会には、個人情報保護制度の根幹である改正個人情報保護法が原則適用されないところがありますが、改正個人情報保護法第5条など一部規定においては、議会もまた個人情報の保護に関する基本的な責任を負うこととなっているところでもあります。

このことを踏まえ、議会においても、改正個人情報保護法の共通ルール等に準じて個人情報の保護に取り組むため、那珂川町議会の個人情報の保護に関する条例を制定するものであります。

次に、3、個人情報保護制度の見直しの概要についてですが、これまで個人情報保護制度においては、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者、地方公共団体等は、異なる所管、法令等により個別のルールでそれぞれ個人情報の保護に取り組んできたところではありますが、この改正により、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立等を目指し、個人情報保護制度全体が大きく見直されました。

個人情報の定義や共通ルール等を社会全体で統一するとともに、全体の所管を国の個人情報委員会に一元化するなど、新たな制度が令和5年4月1日から運用されることとなったものであります。

次に、4、法律と条例の関係についてですが、この条例は、改正個人情報保護法第5章、行政機関等の責務等に準じており、条例に対応する改正個人情報保護法の条をお示ししておりますので、ご覧願います。

次に、5、制度の内容についてですが、全国町村議会議長会から発出されました条例（例）のほか、那珂川町個人情報保護法施行条例及び審議会条例など、関連する条例と整合性を図りながら、第1章から第6章まで全57条の規定になっております。

なお、議会の個人情報の対象としては、基本的に議会の事務局が保有する個人情報を想定しており、議員個人の取得する個人情報を想定しておりません。

条例の内容は表のとおりであります。これまで議会全員協議会でお諮りし、説明したと

おりであります。

以上、主な概要を説明してまいりましたが、議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げます、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第1号 那珂川町議会の個人情報保護に関する条例の制定については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、発委第1号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎発委第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第10、発委第2号 那珂川町議会議員政治倫理条例の一部改正についてを議題とします。

提案の趣旨説明を求めます。

議会運営委員長。

[議会運営委員長 大金 清登壇]

○議会運営委員会（大金 清） ただいま上程されました発委第2号 那珂川町議会議員政治倫理条例の一部改正について、提案の趣旨説明を申し上げます。

議案書に添付してあります参考資料をご覧ください。

1、改正の理由ですが、令和4年12月16日、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、災害等の場合の開会の日の変更等に関する規定が同日付施行されたほか、議会の議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和に係る規定については、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日として、令和5年3月1日から施行されたこととあります。

この議会の議員の規制の対象となる請負については、地方自治法第92条の2に規定されておりますが、請負の定義を「業として行う工事の完成もしくは作業、そのほかの役務の給付または物件の納入、そのほかの取引で当該普通地方公共団体が対価の支払うべきものをいう」と明確化し、併せて、請負の緩和として、「各会計年度において支払いを受ける当該請負の対価の総額が普通地方公共団体の議会の適正な運営の確保のための環境の整備を図る観点から政令で定める額を超えない者を議員個人による請負に関する規制の対象から除く」とされたところであります。

この改正により、請負の定義が明確化され、補助金等の交付を受けることについて、規制の対象外でありますので、那珂川町議会議員政治倫理条例において所要の改正を行うものであります。

次に、3、改正の内容ですが、那珂川町議会議員政治倫理条例第4条中第2項、「議員は、町から補助金等の交付を受ける法人、そのほかの団体の代表になっている場合、その代表を辞退するよう努めなければならない」を全部削除し、第3項を第2項に繰り上げるものであります。

最後に、4、施行期日は公布の日からとしております。

議員各位の賛同を賜り、議決くださるようお願い申し上げ、提案の趣旨説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

発委第2号 那珂川町議会議員政治倫理条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、発委第2号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（益子純恵） 日程第11、議案第30号 那珂川町副町長の選任同意についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫登壇]

○町長（福島泰夫） ただいま上程されました議案第30号 那珂川町副町長の選任同意について、提案理由の説明を申し上げます。

内田浩二副町長が本年度末をもって、任期満了により退任されることとなりました。

内田副町長には、平成31年4月に副町長にご就任いただき、以来、栃木県職員として培った知識、経験を十分に生かし、当町の行政運営に粉骨砕身ご尽力をいただきました。この場をお借りして深く感謝を申し上げます。

つきましては、後任の副町長選任について、地方自治法第162条の規定により議会の同意を求めるものであります。

後任の副町長につきましては、議案書に記載のとおり、那珂川町三輪25番地2、小松重隆氏を選任するものであります。

小松氏は、皆様ご承知のとおり、現在、那珂川町企画財政課長の要職にあって信望も厚く、行政運営能力はもとより、人格、識見ともに優れ、副町長としても今後、本町のまちづくりにその手腕を遺憾なく発揮していただけるものと確信しているところであります。

小松氏は、昭和56年3月、高等学校を卒業後、同年4月に当時の小川町役場職員に採用となり、税務課長、生涯学習課長の要職を歴任し、令和4年4月から企画財政課長の重責を担っていただいております。

ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（益子純恵） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論は、先に本案に対する反対討論を許します。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（益子純恵） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第30号 那珂川町副町長の選任同意については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（益子純恵） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（益子純恵） 以上で今期定例会の会議に付されました事件は全て終了しました。

会議を閉じます。

これにて令和5年第1回那珂川町議会定例会を閉会します。

ご起立願います。

礼。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時30分